



雲南市防災ハザードマップ (温泉地区)

災害避難地図

この地図は、大雨により斐伊川、赤川、三刀屋川、久野川が増水・氾濫した場合に想定される浸水の範囲（浸水想定区域）とその深さ、ならびに土砂災害が発生するおそれのある区域や各地区の避難場所を示し、市民のみなさまの安全な避難に役立つよう作成したものです。

◆想定した大雨の規模は下記のとおりです。

斐伊川：流域全体に48時間で総雨量516ミリの降雨による場合
三刀屋川：流域全体に24時間で総雨量513ミリの降雨による場合
赤川：流域全体に24時間で総雨量556ミリの降雨による場合
久野川：流域全体に24時間で総雨量607ミリの降雨による場合

※浸水想定区域は、「想定し得る最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定（概ね1000年に1回程度起こる大雨）」について、国土交通省ならびに鳥根県で作成されたものを引用しています。

※浸水想定区域が重なる下流部などでは、浸水深の深いほうを示しています。

なお、雨の降り方や土地の状況、小河川の氾濫などによって地図に示した区域以外の場所でも浸水や土砂災害のおそれがありますので注意が必要です。危険を感じたら早めの避難を心がけましょう。また、周囲の状況から避難所まで行くことに危険を伴う場合は、少しでも安全な場所に避難しましょう。

凡例

浸水した場合に想定される浸水深
浸水ランク

- 5.0m以上
- 2.0～5.0m未満
- 1.0～2.0m未満
- 0.5～1.0m未満
- 0.5m未満

浸水深の目安

雲南市の福祉避難所一覧			
No.	施設名	所在地	電話番号
1	大東町地域福祉センター	大東町大東1038	43-9215
2	デイサービスほっと	大東町新庄283-1	43-8008
3	デイサービス新庄	大東町新庄286-1	43-8055
4	デイサービスゆけむりの里	大東町新庄286-9	43-8115
5	小規模多機能ホーム雲水屋	大東町養賀772-1	43-8880
6	グループホーム雲水屋	大東町養賀772-1	43-8880
7	幡屋あおぞら	大東町仁和寺935-1	43-9555
8	とぎしの家	大東町東阿用83-1	43-3129
9	あおぞらの家	大東町東阿用83-1	43-3129
10	鯨の上園	大東町中湯石88	43-3125
11	笑寿苑	加茂町加茂中915	49-9500
12	宇寿荘	加茂町加茂中928	49-7228
13	加茂の郷	加茂町南加茂706-4	49-8426
14	ケアセンターきすき	木次町山方1111	42-3660
15	さくら苑	木次町東日登345-1	42-4165
16	さくら苑 さくらんぼの家	木次町東日登345-1	42-4165
17	木次町デイサービスセンター	木次町東日登345-1	42-4165
18	小規模多機能型居宅介護事業所桜花	木次町東日登345-1	42-4165
19	梅里苑	三刀屋町三刀屋1326-8	45-3737
20	平成記念病院	三刀屋町三刀屋1294-1	45-5111
21	三刀屋健康福祉センター	三刀屋町三刀屋1212-3	45-9888
22	みとやの郷	三刀屋町乙加宮3400-2	45-0251
23	生活介護事業所にじいろ	三刀屋町古城47-1	45-0020
24	とちのみ	吉田町吉田1043-8	74-9811
25	ケアポートよしだ	吉田町深野84-6	75-0346
26	えがおの里	掛合町掛合853-1	62-1811
27	掛合高齢者生活福祉センター	掛合町掛合1310	62-0727
28	小規模多機能型居宅介護事業所ふれあいセンター	掛合町入間482-3	62-1061

※ 福祉避難所とは、要介護高齢者や障がい者など特に配慮が必要な方のための指定避難所

※ 災害発生当初から利用することはできません。

対象者の福祉避難所への入所は市が判断・決定します。

凡例

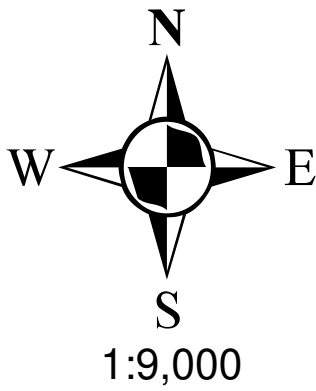
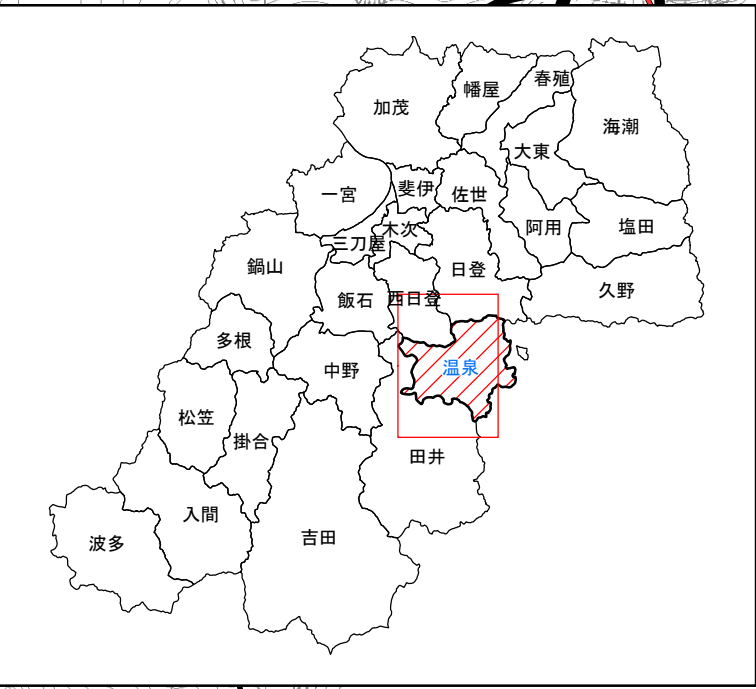
- 指定避難所
- 警察署
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜）
- 土砂災害特別警戒区域（土石流）
- 土砂災害警戒区域（急傾斜）
- 土砂災害警戒区域（土石流）
- 土砂災害警戒区域（地すべり）
- 浸水実績区域
- 地区範囲
- 国道
- 主要地方道
- 広域農道
- 流水方向

温泉地区の指定避難所							
No.	施設名	所在地	電話番号	災害適用性の判定			
				地震	水害	がけ崩れ	土石流
1	郷土文化保存伝習施設	木次町湯村344-2	48-0140	○	○	△	○
2	温泉交流センター	木次町平田799-3	48-0077	○	○	△	△
3	旧温泉小学校	木次町平田506	48-0007	○	○	○	○
4	国民宿舎 清風荘	吉田町川手1161-4	75-0031	○	○	△	△

※判定 ○：適用性あり ×：適用性なし △：開設時安全性要確認

※判定「○」は指定緊急避難場所を兼ねる

※指定避難所とは、被害を受けた市民や被害を受けるおそれのある市民が避難する場所で、安全性が確保され、かつ避難者を一時収容・保護し、一定期間生活することを想定した施設



問い合わせ先

防災部 防災安全課

☎0854-40-1027

令和4年10月発行

0 250 500 1,000メートル

「この地図は鳥根県が作成した森林基本図1:5,000を原因とし、鳥根県知事の承認を得て複製したものである。」
(承認番号 平成20年8月16日付け 森第519号)